

在外公館に申請する場合

申請時の持参書類

(1)申請者本人による申請

①旅券等

②領事官の管轄区域内に住所を定めた日から、登録申請日までに居住していることを証明する書類（住居の賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、住所が記載されている電気・ガスの領収書など）

※3ヶ月以上住所を有してから申請する方は、住所を有している全期間ではなく、3ヶ月以上住所を有していることを証明できる書類で足りません。

※以下の場合には②の書類が不要となります。

- ・ 3ヶ月以上住所を有してから申請する方が、在留届3ヶ月以上前に提出している場合
- ・ 住所を有している期間が3ヶ月未満の時点で申請する方が、申請書の「左の領事官の管轄区域内住所を定めた年月日」欄に記載する日以前に既に在留届を提出している場合。

(2)同居家族等を通じた申請

上記(1)の書類に加え、次の書類が必要になります。

③申請を行う同居家族等の方の旅券（パスポート）

※旅券以外の身分証明書は認められませんので、ご注意ください。

④申出書